

『高速道路の維持管理等に関する行政評価・監視』 通知事項のフォローアップ結果の公表

中国四国管区行政評価局は、西日本高速道路株式会社(NEXCO西日本)中国支社が管理する高速道路について、利用者の安全・利便確保の視点から調査し、平成27年3月26日、同支社に対し、『逆走防止対策』や『案内標識』、『休憩施設のバリアフリー』などに関する改善措置を講ずるよう通知したところです。

この度、通知事項に対する措置状況をフォローアップしましたので公表します。

(注) 総務省が行う「行政評価・監視」は、合規性や適正性の確保などの視点から調査を行い、行政運営の改善を推進するものです。

当局が平成26年11月から実施した調査の結果に基づき通知した改善意見に対し、NEXCO西日本中国支社から平成27年5月29日に文書回答(3ページ以降参照)があったものです。

[本件連絡先]

中国四国管区行政評価局
第二部第2評価監視官室
(宮奥、瀬戸、佐々木)

☎ : 082 - 228 - 6359

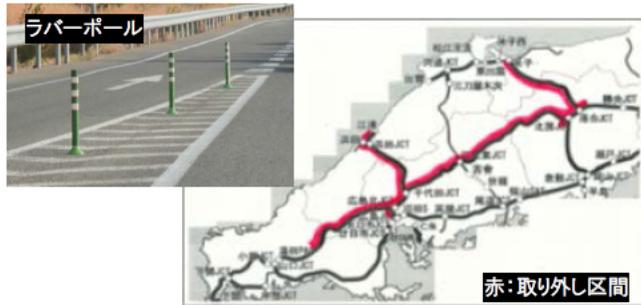
『高速道路の維持管理等に関する行政評価・監視』 通知事項のフォローアップ結果(概要)

主な調査結果 及び 通知事項 (平成 27 年 3 月 26 日通知)

NEXCO西日本中国支社回答要旨 (平成 27 年 5 月 29 日)

逆走防止対策

- 逆走防止対策ラバーポールを除雪作業の支障となるとして、中国道、米子道、浜田道等において、半年以上にわたり取り外している区間あり
- * 雪氷対策期間(11月～4月上旬)において、IC本線合流部(27箇所)、JCT合流部(6箇所)、休憩施設本線合流部(44箇所)を取り外し
- * 除雪作業実施日は例えば米子道で60日(平成25年度)



□ 逆走防止対策を一層進める観点から、次の措置を講ずる必要あり。

- ・ 「除雪作業方法の見直し」あるいは「取り外し後のラバーポールの代替措置」など、雪氷対策期間における逆走防止対策を後退させない方策の検討

そのほか、

- ・ 休憩施設の逆走防止対策の適切な維持管理
- ・ 逆走事案に関する詳細情報の把握・分析の推進

高速道路の維持管理については、利用者の安全・安心を最優先に取り組んでいるところ。今回の指摘事項については、既に改善措置を講じるなど可能な事項から順次対策を実施しており、可能な限り早期に必要な改善措置を講じる予定。

☑ 引き続き交通管理者の協力を得るとともに、学識経験者からの意見も踏まえ、現地対策等に取り組む。

- * そのほか、休憩施設の逆走防止対策等に関する未改善事項については、平成27年度早期に措置。
逆走事案の分析結果や学識経験者からの意見を踏まえ、新たに高速道路出口部での大型矢印路面標示やラバーポール設置等の対策を公表(平成27年4月)。

案内標識

- IC出口で案内している一般道経由の案内都市名が接続一般道の案内都市名と一致しないものあり。



- IC入口～JCT～IC出口を通じ表示都市名に連続性がないものあり。

→ (例)山陽道下り～広島道上り方面について、広島IC入口、広島JCT等では「三次」が表示されているが、広島道から中国道合流を経て千代田ICを通過するまで、本線上には「三次」の表示がない。その間にはJCTが2箇所ある。



□ 方面表示都市名等に関する点検実施、表示の連続性・一貫性のある整備を行う必要あり。

そのほか、英語併用表示の状況に関する点検実施、標識令に基づく表示への計画的整備等について通知

☑ 案内標識が利用者にとって認識しやすい内容となっているか改めて検証し、必要に応じて標識適正化委員会(地元関係自治体等で構成)に検討していただき、必要な対策を措置。

- * IC出口標識については、今後の標識の更新に合わせ順次一般道の表示と一致したものに取替を実施。
- * 表示都市名に連続性がないとされているものについては、標識適正化委員会の中で適正な案内のあり方を検討。
- * そのほか、英語併用表示がないものについて、今後の更新に併せ順次取替実施。

主な調査結果 及び 通知事項 (平成 27 年 3 月 26 日通知)

バ
リ
ア
フ
リ
ー

- バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に基づき休憩施設を調査した結果、以下のような箇所あり。



* 敷地内通路に段がある部分には、手すりを設けることとされている。



* 車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を一以上設けることとされている。

- 管内の休憩施設について、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に基づく点検を行い、同法に基づく移動等円滑化の推進を図ること。



* オストメイト(人工肛門造設者)用設備を設けた便房を一以上設置することとされているが、設置されていない施設あり。

そ
の
他

- 交通安全施設の一つである視線誘導標の最大間隔は50mが原則であるが、一定区間を抽出確認した結果、50m以上となっている箇所43箇所、最長間隔180mとなっている状況あり。



植栽や草の繁茂により50m以上の視認間隔となるおそれがある箇所もあり

- 休憩施設に設置されているAED(自動体外式除細動器)について、バッテリーの使用期限が超過しているなどの状況あり。
- 休憩施設において、喫煙所を店舗出入口や便所建物付近に設置しているなど受動喫煙防止対策が不十分な状況あり。

- 交通安全施設 基準適合等の視点からの整備、順次速やかな改善措置

- AED 日常点検等の確実な実施による適切な状態の維持
- 受動喫煙防止対策 非喫煙場所への煙流出防止措置 ほか

NEXCO西日本中国支社回答要旨 (平成 27 年 5 月 29 日)

- ☑ 休憩施設におけるバリアフリー化は重要と認識。速やかに対応可能なものについては順次実施するとともに、今後も引き続きエリア改良に合わせ措置。

* 通路上の階段等への手すり設置、オストメイト用設備を備えた便房設置などについて、今後のエリア改良時、トイレ棟改良時に併せ措置。

そのほか、通路上の階段踏面の端部に明度差がない箇所について、段差が容易に識別できるような措置などについて、平成27年度の早期に措置。

* 車いす使用者駐車場について、前面の一般用駐車場の区画の一部消去による通路確保を平成27年度早期に措置。

- ☑ 交通安全施設 視線誘導標について、適正間隔での設置、植栽の伐採等を実施。

* そのほかの交通安全施設(防護柵、区画線、車間距離確認標示板)に関する指摘について、現在措置中。

- ☑ AED 休憩施設店舗職員等に日常点検の確実な実施を再度周知。NEXCO西日本グループ会社職員が店舗等巡回時に状況を確認。

- ☑ 受動喫煙防止対策 非喫煙場所への煙流入防止措置を検討し、平成27年度の早期に措置。

【平成 27 年 5 月 29 日 西日本高速道路株式会社中国支社 回答】

高速道路の維持管理については、お客様の安全、安心を最優先に取り組んでいるところです。

今回、指摘を受けた事項に関しては、既に改善措置を講じるなど出来る対策から順次実施しており、できるだけ早期に、必要な改善措置を講じる予定です。
調査結果に対する個別の改善措置については、以下のとおりです。

結果通知事項に対する改善措置

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>1 交通の安全確保 (1) 交通安全施設等 【所見】 中国支社は、高速道路利用者の安全を確保する観点から、各種交通安全施設及びその他設置物について、各種基準に適合しているか、運転者に誤認を生じさせる可能性がないか等の視点で常に確認・点検しつつ、整備・更新等を行うとともに、各種基準に適合していない状況や運転者に誤認を与えかねない状況等がみられた場合、順次速やかに改善措置を講じる必要がある。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>ア 防護柵 防護柵設置要領では、複柱の大型標識等については、車道を逸脱した車両が直接衝突することを避けるように防護柵を設置することとされているが、設置されていない箇所がみられた。</p> <p>イ 視線誘導標 (ア) 視線誘導標設置要領では、本線には左右両側に連続して視線誘導標を設置する（前方の線形を連続的に視認できる道路照明施設がある場合を除く）こととされ、その設置間隔は、最大で 50m とされているが、設置間隔が 50m 以上となっている箇所や、植栽・草の繁茂に</p>	<p>高速道路の維持管理については、お客様の安全、安心を最優先に取り組んでいるところです。</p> <p>植栽繁茂の区間は既に伐採するなど、速やかに対応しており、全ての箇所について、できるだけ早期に完了させます。</p> <p>なお、個別の改善措置については、以下のとおりです。</p> <p>ア 防護柵 指摘箇所に対して、現在対応中です。</p> <p>イ 視線誘導標 (ア) 指摘箇所に対して、植栽の伐採等を実施し、適正な間隔で視線誘導標を設置するなどの改善を実施済みです。</p>

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>より視認できる視線誘導標の間隔が50m以上となる可能性がある箇所がみられた。</p> <p>(イ) 視線誘導標設置要領では、本線左側に原則白色の視線誘導標を設置し、登坂車線の終了部など車線数が減少する箇所（テーパー部）等においては「注意」の意味を表す橙色の視線誘導標を設置することとされているが、登坂車線のテーパー部に橙色の視線誘導標が設置されていない箇所がみられた。</p> <p>ウ 区画線 車道外側線（路肩と車道を区別する左側の線や中央分離帯近くの右側の線）等の各種区画線について、車両の通行による摩耗等のため薄くなっている箇所が複数みられ、また、特に薄れていることで危険度が高くなると考えられる車線境界線（片側二車線の中央の区画線）について、薄くなっている箇所もみられた。</p> <p>エ 車間距離確認標示板 次のような箇所がみられた。</p> <p>(ア) 予告標示板は設置されているが、その先の標示板が設置されていない箇所 (イ) 3基の標示板のいずれかが欠損している箇所 (ウ) 標示の汚れ、薄れ等により視認しづらくなっている箇所</p> <p>オ その他 運転者に混乱を生じさせかねない標識が設置されている箇所がみられた。</p>	<p>(イ) 指摘箇所に対して、現在対応中です。</p> <p>ウ 区画線 指摘箇所に対して、現在対応中です。</p> <p>エ 車間距離確認標示板 指摘箇所に対して、現在対応中です。</p> <p>オ その他 指摘の規制標識については撤去済です。</p>

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>(2) 逆走防止対策</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、逆走防止対策を一層進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 除雪作業方法の見直し、あるいは取り外し後のラバーポールの代替措置等、雪氷対策期間における逆走防止対策を後退させない方策を検討すること。</p> <p>② ICオフランプ等へのラバーポールの設置等に関しては、公安委員会と協議しつつ順次設置を行うとともに、休憩施設でみられたような事例については、同様の状況が発生しないよう適切な維持管理を行うこと。</p> <p>③ 今後の逆走発生事案（特に「病気・認知症疑い」以外を発生原因とする事案）に関する逆走開始箇所や逆走に至った原因について、交通管理者等との連携を進め、その詳細情報の把握・分析に努めること。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>ア 雪氷対策期間におけるラバーポールの取り外し</p> <p>中国支社は、IC、JCT及び休憩施設からの本線合流部において、矢印路面標示を進め、ラバーポールについても設置可能な全箇所に設置している。</p> <p>しかし、除雪作業の支障となるとして、中国道、米子道、浜田道等において、ラバーポールを半年以上の期間、取り外している区間がある。</p>	<p>逆走事案については、これまでも逆走開始箇所や逆走に至った原因について、交通管理者の協力を得て、把握・分析してきたところであり、平成26年9月10日に他の高速道路会社と統一的な対策を定め、平成26年度に優先的に対策する箇所として中国支社管内で2箇所の対策を行いました。</p> <p>更に、最新の逆走事案の分析結果や学識経験者からの意見も踏まえ、平成27年4月28日に新たな対策として、高速出口部や平面Y型ICの平面交差部での対策について公表をしました。</p> <p>中国支社管内では平成26年度に引き続き、平成27年度に更に5箇所の対策を実施していきます。</p> <p>今後も現地対策の実施、逆走事案の継続的な把握・分析について、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>なお、個別の改善措置については、以下のとおりです。</p> <p>ア 雪氷対策期間におけるラバーポールの取り外し</p> <p>ラバーポールについては、冬期に存置した場合に除雪が行えないなど危険性があることから取り外しているものであり、雪氷期間終了後、速やかに再設置しています。</p>

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>イ ICオフランプ等におけるラバーポール設置状況</p> <p>山陽道広島東IC上りでは、本線との合流部手前に、広島高速道路1号線方面からの接続路との合流部があり、当該合流部には、矢印路面標示及びラバーポール設置の両方の措置が講じられていない。</p> <p>ウ 休憩施設における状況</p> <p>(ア) 進入口に設置された車両進入禁止標識が不鮮明 (6 施設)</p> <p>(イ) 出口付近に設置された指定方向外進入禁止標識が不鮮明 (1 施設)</p> <p>(ウ) 進入口に設置された逆走注意喚起標識が木で隠れ、視認しづらい状況にある (4 施設)</p> <p>(エ) 進入口において、逆走注意喚起標識の陰になり、車両進入禁止標識が視認しづらい状況にある (1 施設)</p> <p>(オ) 駐車場に本線方向案内標識がない (4 施設)</p> <p>(カ) 駐車場に設置された本線方向案内標識が不鮮明 (2 施設)</p> <p>(キ) 駐車場内の矢印路面標示が薄れている</p> <p>a) 駐車場内の矢印路面標示の多く (3 か所以上) が薄れている (3 施設)</p> <p>b) 駐車場内の一部の矢印路面標示 (特に進入口からの逆走を防止する観点から重要要素と考えられる進入口付近の矢印路面標示) が薄れている (1 施設)</p> <p>エ 逆走事案に関する交通管理者との情報共有状況等</p> <p>中国支社は、逆走事案について、交通管理者と情報共有を行う体制を構築しており、一定の情報入手・分析を実施しているが、より有効な対策を検討する観点から、特に「病気・認知症疑い」以外を発生原因とする事案について、「□□SAからの誤進入・方向間違い」等にとどまらず、逆走開始箇所や逆走に至った原因の詳細情報 (例: SAの進入口からの逆走かそれとも出口本線合流部からか、ICからの本線合流部かそれともオフランプからの逆走か、単純な方向間違いによるものかそれとも高速道路が一方通行であることの無認識によるものか等) の把握・分析に努める余地がみられる。</p>	<p>イ ICオフランプ等におけるラバーポール設置状況</p> <p>指摘箇所に対して、既に関係機関との協議を終えており、平成27年度の早期に設置を行います。</p> <p>ウ 休憩施設における状況</p> <p>(ア)と(イ)については公安委員会と協議し、平成27年度の早期に取替を行います。</p> <p>(ウ)と(エ)については、植栽の伐採等を実施済です。</p> <p>(オ)～(キ)については、平成27年度の早期に改善を行います。</p> <p>エ 逆走事案に関する交通管理者との情報共有状況等</p> <p>逆走防止対策における重要性は弊社としても十分認識しており、対策・分析等について交通管理者及び学識経験者の皆さまと協力し、今後も引き続き必要な取り組みを実施してまいります。</p>

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>(3) 案内標識</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、高速道路利用者の利便及び安全を確保する観点から、管内の高速道路における案内標識の方面表示都市名等について点検を実施するとともに、I C入口標識、I C入口から本線合流後の確認標識、J C T手前の案内標識、J C Tから本線合流後の確認標識、I C出口案内標識及びI C出口に接続する一般道の案内標識の表示の連続性、一貫性について検討のうえ、設置基準等に基づいた整備を行う必要がある。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>ア 高速道路の方面表示都市名等</p> <p>i) I C入口標識の表示と本線合流後の確認標識の表示について</p> <p>① I C入口標識に遠方の大都市名が表示されていないもの (3 箇所)</p> <p>② 確認標識に遠方の高速道路名が標示されているものや具体的なJ C T名の表示がないもの (8 箇所)</p> <p>ii) I C出口標識の表示とI C出口に接続する一般道の表示について</p> <p>① I C出口標識に表示された一般道経由の都市名がI C出口に接続する一般道の表示と一致しないもの (7 箇所)</p> <p>② I C出口標識に表示された一般道の路線番号がI C出口に接続する一般道の路線番号と一致しないもの (10 箇所)</p> <p>iii) I C入口、J C T、I C出口を通じた表示都市名の連続性について</p>	<p>左に対する改善措置</p> <p>弊社では、社内基準の「標識設置要領」等に則り、地元関係自治体等で構成される標識適正化委員会での検討を経て設置してきたところです。更に、設置された後も、個別の現地状況やお客様の意見等を踏まえ、適宜見直しを実施してきたところです。</p> <p>ご指摘を受けた箇所も含め、案内標識が利用される方にとって認識しやすい内容となっているか改めて検証し、必要に応じて標識適正化委員会で検討して頂き、必要な対策を講じていきます。</p> <p>なお、個別の改善措置については、以下のとおりです。</p> <p>ア 高速道路の方面表示都市名等</p> <p>i) I C入口標識及び本線合流後の確認標識について</p> <p>①については、標識適正化委員会の中で、適正な案内のあり方について検討した上で必要な対応を実施していきます。</p> <p>②については、今後の標識の更新に合わせ順次適切な表示内容としたものに取替を実施していきます。</p> <p>ii) I C出口標識については、今後の標識の更新に合わせ順次一般道の表示と一致したものに取替を実施していきます。</p> <p>iii) 表示都市名に連続性がないとされているものについては、</p>

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>○ IC入口、JCTの案内標識に表示された都市名に連続性がないもの（2事例）</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、高速道路利用者の利便及び安全を確保する観点から、管内の高速道路における、英語併用表示の状況について点検を行うとともに、今後、計画的に標識令に基づく表示に改める必要がある。</p> <p>また、県境案内標識についても点検を行い、運転者に県境と誤認されかねない標識については、改善措置を検討する必要がある。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>イ 案内標識の英語併用表示等</p> <p>i) 案内標識に英語併用表示が実施されていないもの（10箇所）</p> <p>ii) 高速道路本線上の県境から離れた地点に、県境と誤認されかねない標識が設置されているもの（5箇所）</p>	<p>標識適正化委員会の中で、適正な案内のあり方について検討した上で必要な対応を実施していきます。</p> <p>案内標識については、利用される方にとって認識しやすい内容となっているか改めて検証し、必要に応じて標識適正化委員会で検討して頂き、必要な対策を講じていきます。</p> <p>個別の改善措置については、以下のとおりです。</p> <p>イ 案内標識の英語併用表示等</p> <p>i) 英語併用表示が実施されていないものについては、今後の更新に合わせ順次表示したものに取替を実施していきます。</p> <p>ii) 県境と誤認されかねない標識については、平成27年度の早期に撤去を行います。</p>

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>2 休憩施設利用者の便利・安全確保</p> <p>(1) バリアフリー</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、高速道路利用者である高齢者、障害者の利便及び安全の向上を図る観点から、管内の休憩施設について、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に基づく点検を行い、同法に基づく移動等円滑化の推進を図る必要がある。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>ア 移動等円滑化経路に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般用駐車場から売店等への経路上に全面にわたって段差(高さ約 20 cm)があるもの(1 施設) <p>イ 建築物特定施設に関して</p> <p>i) 敷地内通路</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通路上の階段に手すりが設置されていないもの(22 施設) b 通路上の階段の踏面端部に明度差がないもの(20 施設) c 通路上や建物入口等に段差等があるもの(10 施設) d 通路上の傾斜路に手すりが設置されていない(22 施設) e 通路上の傾斜路に前後の通路との明度差がないもの(51 施設) f 通路に鉄板が使われており、雨天時等には滑りやすいとみられるもの(1 施設) <p>ii) 車いす利用者用駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす利用者用駐車場の区画の前に一般用駐車場の区画が設置されており、車いす使用者が当該駐車場を利用するには一般用駐車場を大きく迂回する必要があるもの(2 施設) 	<p>休憩施設におけるバリアフリー化については、弊社も重要と認識しており、エリア改良時に順次実施してきたところです。</p> <p>速やかに対応可能なものについては順次実施するとともに、今後も引き続き、エリアの改良にあわせ対応していきます。</p> <p>個別の改善措置については、以下のとおりです。</p> <p>ア 移動等円滑化経路に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のエリア改良時に合わせて、移動等円滑化経路の確保を実施します。 <p>イ 建築物特定施設に関して</p> <p>i) 敷地内通路</p> <ul style="list-style-type: none"> b、e、fについては、平成 27 年度の早期に対応を行います。 a、c、dに関しては、今後のエリア改良時又はトイレ棟の改良時に合わせ、必要な措置を実施します。 <p>ii) 車いす利用者用駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度の早期に前面の一般用駐車場の区画の一部を消去し、通路の確保を行います。

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>iii) 便所</p> <p>a 車いす利用者用便房は設置されているが、内部が狭く、車いす使用者の利用にあたり十分な空間が確保されているとはみられないもの (3 施設)</p> <p>b 車いす利用者用便房は設置されているが、車いす利用者用駐車場の位置から見通せる位置に標識が設置されていないもの等 (12 施設)</p> <p>c オストメイト用設備を備えた便房が設置されていないもの (45 施設)</p> <p>(2) A E D</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、休憩施設に設置されている A E D が救命措置の一助となるよう、点検担当者の責任の明確化等により、日常点検等を確実に実施し、適切な状態を維持する必要がある。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>(ア) A E D を店舗事務室内や売店レジ等付近で保管しており、また、A E D が設置されている旨や位置を示す掲示がないため、実際に使用する際に設置場所が容易に把握できないおそれがある施設 (3 施設)</p> <p>(イ) バッテリーの使用期限が超過していた施設 (2 施設)</p> <p>(ウ) 消耗品 (電極パッド及びバッテリー) の交換状況等が表示ラベルに適切に記載されていない施設 (8 施設)</p> <p>(エ) 厚生労働省が設置情報の登録を求めている一般財団法人日本救急医療財団への登録がされていない施設 (14 施設)、複数台の設置情報が登録されている施設 (6 施設)</p>	<p>iii) 便所</p> <p>b については、誘導方法等について検討を行い、順次必要な措置を実施していきます。</p> <p>a、c については、今後のトイレ棟の改良時に合わせて必要な措置を実施します。</p> <p>A E D の適切な管理を実施していきます。</p> <p>なお、ご指摘の事項については全て対応済みであり、個別の改善措置については、以下のとおりです。</p> <p>(ア)～(エ)については、H26 年度内に全て実施済み。</p> <p>なお、A E D 機器の適切な状態を維持するため、日常の管理についても、以下のとおり改善済みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々点検を行っているインフォメーションコーナー (道路情報等をご案内している有人コーナー)、店舗テナントのスタッフに対し A E D 日常点検の確実な実施を再度周知します。 ・グループ会社社員による店舗等巡回時に上記実施状況を確認します。

結果通知事項	左に対する改善措置
<p>(3) 受動喫煙防止対策</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、高速道路利用者の受動喫煙を防止するため、休憩施設の喫煙場所について点検を実施するとともに、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置、喫煙所に未成年者や妊婦が立ち入ることを防止するための表示について徹底を図る必要がある。</p> <p>《事例等の状況》</p> <p>① 店舗入口、便所建物入口等に近接して喫煙所が設置されており、たばこの煙が建物内等の非喫煙場所に流れ出るおそれや建物出入口付近で非喫煙者がたばこの煙に暴露されるおそれがあるもの（21 施設）</p> <p>② 灰皿が設置されているが、当該場所に喫煙所等の表示がないもの（12 施設）</p>	<p>受動喫煙防止に向けて、煙の流出防止や、未成年者・妊婦の立入防止措置の対策を実施していきます。</p> <p>① 非喫煙場所へのたばこの煙の流入防止措置を検討し、H27 年度の早期に対応していきます。</p> <p>② 喫煙可能区域の明示及び喫煙所への立入を防止する措置を検討し、H27 年度の早期に対応していきます。</p>